

伊佐市農業委員会第8回総会議事録

1. 開催日時 令和3年11月29日(月) 午前9時02分から10時08分
2. 開催場所 菱刈庁舎 3階大会議室
3. 出席委員 (24人)

会 長 13番委員
委 員

農業委員		農地利用最適化推進委員	
2番委員	8番委員	1番推進委員	9番推進委員
4番委員	9番委員	2番推進委員	10番推進委員
5番委員	10番委員	3番推進委員	11番推進委員
6番委員	11番委員	4番推進委員	12番推進委員
7番委員	12番委員	5番推進委員	13番推進委員
		7番推進委員	15番推進委員
		8番推進委員	

4. 欠席委員 (1人)

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名 7番委員 8番委員

第2 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更・除外・編入)申出」の意見決定について

議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第6号「非農地証明願」について

議案第7号「農地空き家・空き店舗バンク」による下限面積(地番指定)について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長	農地振興係長
農地振興係書記	農地振興係書記

【開始時間 午前9時02分】

事務局長 おはようございます。只今より、令和3年度 第8回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。一同礼。
本日の出席人数は11名で規定に達しておりますので総会は成立いたします。それでは、会長よろしく申し上げます。

議長 皆様おはようございます。
本年もあと1ヶ月となりました。朝晩が寒くなってきておりますので、皆さん体に気を付けて活動の方をよろしく申し上げます。
本日の議事録署名委員を指名いたします。7番農業委員と8番農業委員をお願いいたします。総会時間中は、私語、雑談を禁止いたします。ご意見質問は、報告終了後をお願いいたします。
ただいまより総会を始めます。

————— 諸般報告 —————

議長 事務局より諸般の報告について、報告1号「農地法第18条第6項の規定による通知」と報告第2号「農地の利用目的変更について」についてお願いいたします。

事務局 報告1号 農地法第18条第6項の規定による通知につきまして、資料1ページから3ページまで農業経営基盤強化促進法による解約が12件です。以上ご報告いたします。

事務局 続きまして、4ページをお開き下さい。
報告第2号「農地の利用目的変更について」の整理番号1番につきまして、去る11月24日に事務局で現地調査を行いましたので報告いたします。

番号1番の申請人 SHさんは、伊佐市大口里に居住されています。

申請地は、伊佐市大口木ノ氏字此田1448番ほか1筆で、地目は全て田、地積は2筆合計で2,417㎡であります。

申請地は、大口中央中学校から北北東へ約2.4kmに位置し、水之手川の左岸にあり周囲の水田の中で一番低くなっております。

近年の豪雨により水路が増水し、石等の流入や元々表土が浅く耕うんするとトラクターのロータリーが壊れる等の理由により、現在は保全管理のみを行っている状態であることから、今後は盛土をして形状を変更し畑として使用したいとのことで、今回申請をされています。

なお、申請地は大口市土地改良区内の水田であることから、改良区からの意見書も添付されております。

以上のことから、本届出は適切であると思われまことを報告いたします。

ご審議方よろしくお願いたします。以上で報告を終わります。

議長 報告は終わりました。質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

————— 議案第1号 —————

議長 なしということですので、只今から議案の審議に入ります。

議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について議題とします。所有権移転について7番農地利用最適化推進委員が譲受人となっていますので、農業委員会等に関する法律、第31条の規定に基づき議事に参与できませんので、審議開始から終了まで退席をお願いします。

関係議案終了後に入室、着席していただきます。

それでは、7番推進委員の退席をお願いします。

(7番推進委員退席)

議長 それでは、事務局の報告を求めます。

事務局 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定のうち所有権移転についてご説明申し上げます。

5ページをご覧ください。

番号1番の譲渡人は、福岡県北九州市八幡東区に居住する SHさんです。譲受人は、鹿児島県伊佐市大口山野に居住する認定農業者の KRさんで年齢は41歳です。

土地の所在地は大口市山野字上井手2486番外1筆、地目は全て田、地積は2筆合計で2,130㎡です。申請地は山野小学校から西へ約500m位置する農用地区域内農地に指定されている良く管理された農地です。

続きまして、貸借について説明します。15ページの総括表をご覧ください。期間は1年から20年で、面積は合計182,914㎡で、利用権を設定する者の数は44人、設定を受ける者の数は27人です。土地の詳細は資料6ページから14ページ、番号1番から45番のとおりです。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 只今、事務局の報告が終わりました。委員の皆さんご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
議案第1号について事務局の報告のとおり、決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見については決定いたしました。
ここで、7番推進委員の入室をお願いします。

(7番推進委員着席)

————— 議案第2号 —————

議長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」にかかわる処分決定について提案いたします。

整理番号1番から4番まで、一括で報告をお願いします。ご意見・ご質問は、全ての報告終了後お願いいたします。

整理番号1番について、10番農業委員の報告を求めます。

10番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号1番につきまして、去る11月24日に現地調査をいたしましたので、私10番が報告いたします。

申請人 NKさんは、伊佐市大口小川内に居住され年齢は29歳です。

渡し人 TMさんは、伊佐市大口大田に居住され年齢は60歳です。

申請地は、伊佐市大口大田字大堀2007番1、地目は畑、地積は867㎡の所有権移転売買になります。

受人の経営面積は37,788㎡で取得可能面積であります。農業従事者は3名で、通作距離は約10kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当し

ないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号2番について、7番農業委員の報告を求めまます。

7番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号2番につきままして、去る11月24日に現地調査をいたしましたので、私7番が報告いたします。

申請人 MTさんは、鹿児島市紫原に居住され、年齢は44歳です。

渡し人 TIさんは、伊佐市菱刈前目に居住され年齢は80歳です。

申請地は、伊佐市菱刈市山字中道660番1ほか1筆、地目は全て田、地積は2筆合計で4,951㎡の所有権移転贈与になります。

受人は新規就農者で、今回贈与の経営面積は4,951㎡となり取得可能であります。農業従事者は2名で、通作距離は約70km以上ありますが、田植え稲刈りを農事組合Sに委託しながら週末に畔草刈りや水の管理をするとのことであり、経営意欲はあります。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号3番について、4番農業委員の報告を求めまます。

4番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号3番につきままして、去る11月22日に現地調査をいたしましたので、私4番が報告いたします。

申請人 KKさんは、伊佐市大口宮人に居住され年齢は51歳です。

渡し人 KJさんは、伊佐市大口宮人に居住され年齢は68歳です。

申請地は、伊佐市宮人字伊ヶ月1315番3ほか2筆で、地目は全て畑、地積は3筆合計で5,023㎡の所有権移転売買になります。

受人は新規就農者で、今回贈与の経営面積は5,023㎡となり取得可能であります。農業従事者は2名で、通作距離は約1kmで、営農計画書が添付されております。経営意欲はあり農機具等は完備されております。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書等が添付してあります。
委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号4番について、11番農業委員の報告を求めます。

11番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号4番につきまして、去る11月21日に現地調査をいたしましたので、私11番が報告いたします。

申請人 THさんは、伊佐市菱刈荒田に居住され年齢は60歳です。

渡し人 KKさんは、伊佐市菱刈荒田に居住され年齢は55歳です。

申請地は、伊佐市菱刈荒田字中水流810番2で、地目は田、地積は2,072㎡の所有権移転売買になります。

受人の経営面積は28,403㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約1kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひいたしまして、私の報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号1番から4番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号1番から4番については許可が決定いたしました。

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数4件について4件の処分が決定いたしました。

議案第3号

議長 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更・除外・編入）申出」の意見決定について提案いたします。

整理番号1番について、4番農業委員の報告を求めます。

4番農業委員 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更・除外・申出」の意見決定についてのうち、整理番号1番につきまして、去る11月24日、申請人の父であるMYさん立会いのもと、12番推進委員、15番推進委員、私4番農業委員の3名で共同調査をしましたので、4番が報告いたします。

申請人は、伊佐市大口堂崎に居住されているMTさん、年齢は27歳です。用途区分変更目的は、農業用施設建築です。

申請地は、伊佐市大口堂崎字池ノ頭522番1で、地目は田、地積は2,634㎡です。申請地はJA羽月支所から南東へ約150mに位置し、東側は畑、西側は宅地、南側はハウス及び倉庫、北側は田であります。用途区分変更目的は農業用施設への変更ですが、経営規模拡大により機械置場、苗床置場、ハウス増設を行うものです。設置に関しては地盤をかさ上げして設置するため、排水については農地周辺の水路を強固にするとのことです。また、申請地は周辺部にあるため農用地など保全施設の有する機能に影響を及ぼす恐れはないと思われます。以上のような理由により、除外はやむを得ないと判断致しました。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断しましたが、委員の皆様方のご審議方よろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 4番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問ございませんか。

（「質疑なし」という声、多数あり。）

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号1番について、意見決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長 賛成多数。よって整理番号1番については、意見が決定いたしました。

議長 整理番号2番から4番について、関連事業のため一括で事務局の報告を求めます。

事務局 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更・除外・申出」の意見決定についてのうち、整理番号2番から4番について関連がありますので一括にて報告いたします。去る11月24日、申請人 S株式会社社員 T氏の立会いのもと、事務局及び12番農業委員、5番推進で調査を行いましたので、事務局より報告します。

申請人はすべて同一で、兵庫県神戸市兵庫区に所在のある S株式会社で一般法人です。

整理番号2番の所在は、伊佐市菱刈前目字神之小野4012番81で、地目は畑、地積は2,089㎡、番号3番は、伊佐市菱刈前目字神之小野4012番71で、地目は畑、地積は1,552㎡で、番号4番は、伊佐市菱刈前目字神之小野4012番98で、地目は畑、地積は3,811㎡であります。

申請地は3筆とも伊佐市役所菱刈庁舎から東へ約5kmに位置し、周囲は山林及び非農地等で囲まれており現況は耕作地になります。なお、番号3番は平成27年、番号4番は平成28年に非農地通知が出ております。

除外後は太陽光発電施設を整備する計画で、具体的な計画があり、農用地の集団化及び農作業の効率化に影響はないと思われます。除外後の申請地は第2種農地その他の農地に該当し、転用可能と思われます。

添付書類として、全部事項証明書、位置図、字図、転用後の計画配置図等が提出されております。

調査の結果、除外はやむを得ないと判断しましたが、委員の皆様方のご審議方よろしくお願いたします。以上で報告を終わります。

議長 事務局の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問ございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号2番から4番について、意見決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号2番から4番については、意見が決定いたし

ました。

議 長 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更・除外・編入）申出」の意見決定について、申請件数4件について4件の意見が決定いたしました。

————— 議案第4号 —————

議 長 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定についてお願いします。

整理番号1番について、11番農業委員の報告を求めます。

1 1 番 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号1番について、去る11月24日、申請人の代理人であるHNさんの立会いのもと、1番推進委員、2番推進委員、私11番農業委員の3名で共同調査をしましたので、11番が報告いたします。

申請人は、大阪府八尾市老原に居住されているHSさんです。

申請地は、伊佐市菱刈下手字上之村3435番2で、地目は畑、地積は146㎡です。

農地区分は第2種農地その他の農地で、転用目的は植林です。

所在地は、県道48号線から南へ約500mに位置しており、南側は宅地、東側も宅地、北側は山林、西側も山林であり、周囲に与える影響はないものと思われま。

添付書類として、申請書、全部事項証明書、位置図、地籍図、断面図、残高証明書、転用に関する誓約書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議 長 11番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問ございませんか。

（「質疑なし」という声、多数あり。）

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号1番について、意見決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号1番については、意見が決定いたしました。

議長 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数1件について1件の意見が決定いたしました。

————— 議案第5号 —————

議長 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてお願いします。

整理番号1番について、2番農業委員の報告を求めます。

2番農業委員 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号1番について、去る11月24日、申請人の代理人であるT行政書士の立会いのもと、9番農業委員、3番推進委員、私2番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、2番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市大口上町に居住されているKDさんで、年齢は39歳です。

譲渡人は、霧島市国分向花町に居住されているIYさんで、年齢は74歳です。

申請地は、伊佐市大口里字羽柵田島2555番3で、地目は田、地積は340㎡です。

転用目的は一般住宅で、所有権移転売買です。農地区分は第3種農地です。

所在地は、大口高校から西へ約200mに位置しており、東側は雑種地、西側は通路転用地、南側は転用地、北側は道路をはさんでコンビニがあり周囲に与える影響はないかと思われます。

添付書類として、法定書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 2番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号1番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号2番について、9番農業委員の報告を求めます。

9番農業委員 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号2番について、去る11月24日、申請人の代理人であるT行政書士の立会いのもと、2番農業委員、3番推進委員、私9番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、9番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市菱刈荒田に居住されているSKさんで、年齢は82歳です。

譲渡人は、伊佐市菱刈荒田に居住されているHNさんで、年齢は77歳です。

申請地は、伊佐市菱刈荒田字前田1931番13で、地目は田、地積は422㎡です。

転用目的は通路及び転回スペースで、農地区分は第2種農地その他の農地で所有権移転贈与です。

現地調査を行いますと、SKさん宅に付随した庭の呈をなしています。従前より譲受人宅への通路として使用していたとのこと。顛末書が添付されております。

所在地は、本城小学校から南西へ約800mに位置しており、北側は菜園、南側も同じく菜園、東側は道路、西側は宅地となっており、周囲に与える影響はないかと思われ。また従前より利用形態が変わることはなく、被害防除や汚排水処理に関する状況に変化はないものと思われ。

添付書類として、全部事項証明書、申請書、地理院の地図、地積図、配置図、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、汚排水処理確約書、委任状、顛末書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 9番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はご

ございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号2番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号2番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号3番、4番について、関連がありますので一括で報告をお願いします。9番農業委員の報告を求めます。

9番農業委員 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号3番について、去る11月24日、申請人の代理人であるT行政書士の立会いのもと、2番農業委員、3番推進委員、私9番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、9番が報告いたします。

なお、3番の申請者と4番の申請者が同一人であり、かつ隣接した農地ですので一括して報告いたします。

整理番号3番の譲受人は、伊佐市大口針持に居住されているSHさんで、年齢は58歳です。

譲渡人は、伊佐市菱刈花北に居住されているSAさんで、年齢は82歳です。

申請地は、伊佐市菱刈花北字中村484番4で、地目は畑、地積は88㎡です。

転用目的は通路で、農地区分は第2種農地その他の農地で、所有権移転贈与です。令和3年11月1日付けで484番2から分筆されております。隣地の住宅建築を伴う分筆を期に、転用申請がなされたものです。

現地調査を行いましたところ、従前より通路として使用されており、顛末書が添付されております。

所在地は、田中小学校から西へ約1.5kmに位置しており、東側は住宅建設予定の畑、西側は宅地、南側は道路、北側は宅地となっており、周囲に与える影響はないかと思われます。また、従前より利用形態が変わることなく、被害防除や汚排水処理に関する状況に変化はないものと思われます。

添付書類として、全部事項証明書、地理院の地図、地積図、分筆に伴う

測量図、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、汚排水処理計画書、委任状、顛末書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。

9 番
農 業 委 員

引き続き、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号4番について、去る11月24日、申請人の代理人である T行政書士の立会いのもと、2番農業委員、3番推進委員、私9番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、9番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市大口針持に居住されている SHさんで、年齢は58歳です。

譲渡人は、伊佐市菱刈花北に居住されている SAさんで、年齢は82歳です。

申請地は、伊佐市菱刈花北字中村484番3で、地目は畑、地積は415㎡です。

転用目的は一般住宅で、農地区分は第2種農地その他の農地で、所有権移転贈与です。令和3年11月1日付けで484番地2から分筆されております。

所在地は、田中小学校から西へ約1.5kmに位置しており、北側は宅地、東側は分筆された畑、南側は道路、西側は整理番号3番で申請された通路となっており、周囲に与える影響はないかと思われ。また被害防除計画によると雨水及び排水は水路放流となっており、被害防除や汚排水処理に大きな変化はないものと思われ。

添付書類として、全部事項証明書、地理院の地図、地積図、分筆に伴う測量図、建設予定の住宅平面図、配置図、事業計画書、資金証明、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、汚排水処理計画書、委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議 長

9番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号3番、4番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号3番、4番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号5番について、4番農業委員の報告を求めます。

4番農業委員 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号5番について、去る11月24日、申請人の代理人であるH行政書士の立会いのもと、12番推進委員、15番推進委員、私4番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、4番が報告いたします。

譲受人は、鹿児島市西別府町に所在するA株式会社 代表取締役MTさんで一般法人です。

譲渡人は、薩摩川内市平佐町に居住されているOKさんです。

申請地は、伊佐市大口曾木字西ノ田2307番3で、地目は畑、地積は289㎡です。

転用目的は太陽光発電施設で、農地区分は第2種農地その他の農地で、所有権移転売買です。隣接の宅地も含めて360枚のパネル設置が計画されています。

所在地は、西太良交差点から東へ約1kmに位置しており、北側は道路、西側は山林、南側は田、東側は畑となっており、被害防除計画書の措置をとるため、周囲に与える影響はないかと思われます。

添付書類として、申請書、全部事項証明書、案内図、計画平面図、配置図、字図、事業計画書、残高証明書、被害防除計画書、転用に関する誓約書、汚排水処理確約書、定款等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 4番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号5番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号5番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号6番について、11番農業委員の報告を求めます。

11番農業委員 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号6番について、去る11月24日、申請人の代理人であるA行政書士の立会いのもと、1番推進委員、2番推進委員、私11番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、11番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市菱刈前目に所在のある社会福祉法人H理事長TMさんで社会福法人です。

譲渡人は、大阪府東大阪市徳庵本町に居住されているAKさんです。

申請地は、伊佐市菱刈前目字九町田786番1で、地目は田、地積は288㎡です。

転用目的は駐車場で、農地区分は第2種農地その他の農地で、所有権移転売買です。

所在地は、伊佐市役所菱刈庁舎から西へ約500mに位置しており、南側は宅地、東側は宅地、北側は宅地、西側は道路となっており、周囲に与える影響はないかと思われます。

添付書類として、申請書、全部事項証明書、位置図、字図、事業計画書、被害防除計画書及び誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書、資金証明書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 11番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議	長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号6番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p>
		(全員挙手)
議	長	<p>賛成多数。よって整理番号6番は、処分決定いたしました。</p>
議	長	<p>整理番号7番について、8番農業委員の報告を求めます。</p>
8 番 農 業 委 員		<p>議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号7番について、去る11月24日、申請人の代理人で父親であるNSさんの立会いのもと、7番推進委員、13番推進委員、私8番農業委員の3名で共同調査をしましたので、8番が報告いたします。</p> <p>譲受人は、大分県由布市湯布院町に居住されているNRさんです。 譲渡人は、鹿児島市西伊敷に居住されているKTさんです。 申請地は、伊佐市大口牛尾字針牟田115番1で、地目は畑、地積は972㎡です。</p> <p>転用目的は農家住宅で、農地区分は第1種農地ではありますが備考欄にあるとおり集落接続となっております。所有権移転売買です。</p> <p>所在地は、郡山八幡から北側へ約500mに位置しており、北側に畑、西側に市道、南側は宅地、東側は田となっております。周囲に与える影響はないかと思われま。なお、この所在地は9月の総会で農振除外の申請中であり、除外決定後に転用許可を行うものです。</p> <p>添付書類として、全部事項証明書、住民票、住宅地図、住宅の立面図及び平面図、資金証明申請書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、汚排水処理確約書、土地改良区による意見書等が添付されております。</p> <p>調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。</p>
議	長	<p>8番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>

議 長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>整理番号7番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数。よって整理番号7番は、処分決定いたしました。</p>
議 長	<p>整理番号8番について、2番農業委員の報告を求めます。</p>
2 番 農 業 員	<p>議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号8番について、去る11月24日、申請人の代理人である T行政書士の立会いのもと、9番農業委員、3番推進委員、私2番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、2番が報告いたします。</p> <p>譲受人は、伊佐市大口青木に居住されている SOさんで、年齢は58歳です。</p> <p>譲渡人は、大阪府大阪市東淀川区に居住されている UAさんです。</p> <p>申請地は、伊佐市大口青木字天神ノ前635番2で、地目は畑、地積は167㎡です。</p> <p>転用目的は農業用資材置場で、農地区分は第2種農地その他の農地で、所有権移転売買です。</p> <p>所在地は、大口温泉リハビリテーションから東へ約1kmに位置しており、南側は宅地、東側は宅地、北側は田、西側は宅地となっており、周囲に与える影響はないかと思われまます。</p> <p>添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書等が添付されております。</p> <p>調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>2番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
事 務 局	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>整理番号8番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求</p>

	めます。
	(全員挙手)
議 長	賛成多数。よって整理番号8番は、処分決定いたしました。
議 長	整理番号9番について、12番農業委員の報告を求めます。
12番 農 業 委 員	<p>議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号9番について、去る11月24日、申請人の代理人であるS株式会社社員Tさんの立会いのもと、5番推進委員、私12番農業委員、事務局立会いのもと共同調査をいたしましたので、12番が報告いたします。</p> <p>譲受人は、兵庫県神戸市兵庫区下沢通に所在のあるS株式会社代表取締役NTさんで一般法人です。</p> <p>譲渡人は、佐賀県神埼市神埼町に居住されているNTさんです。</p> <p>申請地は、伊佐市菱刈前目字神之小野4012番81で、地目は畑、地積は2,089㎡です。</p> <p>転用目的は太陽光発電施設で、農地区分は第2種農地その他の農地で、所有権移転売買です。太陽光発電の計画は、パネル枚数は330Wで364枚、120.12kWの申請であります。</p> <p>所在地は、徳辺簡易郵便局から東へ約2kmに位置しており、南側は山林、東側は山林、北側は県道、西側は山林となっており、周囲に与える影響はないかと思われます。</p> <p>添付書類として、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書、定款等が添付されております。</p> <p>調査の結果、この申請については2名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。</p>
事 務 局	12番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
9番 農 業 委 員	よろしいですか。資料17ページで整理番号9番は農振除外が出ており決定されていますが、それとこの5条申請とのタイミングはどうなのでしょう。
事 務 局	ご説明いたします。今回の5条申請におきまして転用許可が本来なら除

外後になります。今月農振除外申請と合わせて議案第3号で出ておりますので、除外の決定公告後の許可になります。

議長 よろしいでしょうか、農振が除外された後にこの5条の許可書は交付するということです。

9番農業委員 申請は、同一タイミングでも問題はないですか。

事務局 並行でも問題はありません。

9番農業委員 分かりました。

議長 他の市町村では、同時進行で申請されているところが多いようです。ただし、農振が除外された後に農業委員会の5条申請の許可書を交付することになります。これについては、県の諮問委員会でも各市町村の答弁があります。

議長 他にございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号9番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号9番は、処分決定いたしました。

議長 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数9件について、9件が処分決定いたしました。

————— 議案第6号 —————

議長 議案第6号「非農地証明願」について提案いたします。
整理番号1番、2番について一括で報告をお願いします。事務局の報告

を求めます。

事務局

議案第6号「非農地証明願」についてのうち整理番号1番について、去る11月24日、申請人の代理人であるY行政書士の立会いのもと事務局が現地調査を行いましたので報告いたします。

申請人は、伊佐市大口小木原に居住されているIDさんです。

申請地は、伊佐市大口小川内字上場530番1、地目は田、地積は797㎡です。

所在地は、旧山野西小学校から南西へ約1.5kmに位置し、北側は山林、東側と南側は河川、西側は公衆用道路であります。

非農地になった時期及び理由としては、減反のため平成6年から耕作を止め30年近く耕作放棄地となっていたために自然荒廃し原野化してしまったとのこと。周辺はほぼ山林と荒地です。

添付書類として、全部事項証明書、位置図、字図、近隣住民の方から20年以上耕作されていなかったことの証明書が添付されています。

事務局

次に、整理番号2番について、去る11月24日、申請人の代理人であるO行政書士の立会いのもと事務局が現地調査を行いましたので報告いたします。

申請人は、長崎県諫早市多良見町に居住されているOYさんです。

申請地は、伊佐市大口原田字国之十2184番1、地目は畑、地積は153㎡です。

所在地は、ルミエール忠元から南東へ約500mに位置し、北側と東側は宅地、と南側と西側は公衆用道路であります。

非農地になった時期及び理由としては、申請地の北側に隣接する宅地に居住していた父親が庭木を植えたり家庭菜園をして野菜を作るなど、主に宅地の一部として利用していましたが、昭和50年ごろから何も耕作しなくなり、その後平成12年に父親が死亡して以降住宅も空き家となり、全く管理されていない状態が続いたとのことで、現在は宅地と共に荒果てしまっている状態です。

添付書類として、全部事項証明書、位置図、字図、近隣住民の方から20年以上耕作されていなかったことの証明書が添付されています。

調査の結果、この2件の申請については既に農地性は喪失しており、農地への復旧は困難であると判断しましたが、委員皆様方のご審議方よろしくお願いたします。以上で報告を終わります。

議長

事務局の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番、2番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 賛成多数。よって整理番号1番、2番は、非農地証明が決定いたしました。

議 長 議案第6号「非農地証明願」については2件申請のうち2件の非農地証明許可が決定いたしました。

————— 議案第7号 —————

議 長 議案第7号「農地付空き家・空き店舗バンク」による下限面積(番地指定)について提案いたします。
整理番号1番について、事務局の報告を求めます。

事 務 局 議案第7号「農地付空き家・空き店舗バンク」による下限面積(地番指定)について、事務局よりご説明いたします。
申請人 KKさんは伊佐市大口山野に居住され、年齢は69歳です。
申請地は、伊佐市大口小木原字渡田288番2、地目は畑、地積は2,427㎡です。
所在地は、郡山八幡神社から北西へ約500mに位置し家屋に付随する農地になります。添付書類として、全部事項証明書が添付されており規定により特例農地としての区域指定に関して特段問題はないと思われま
委員皆様のご審議方よろしくお願いたします。

議 長 事務局の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番について、「農地付空き家・空き店舗バンク」による下限

面積（番地指定）について決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長 賛成多数。よって整理番号1番「農地付空き家・空き店舗バンク」による下限面積（地番指定）について決定いたします。

議長 議案第7号「農地付空き家・空き店舗バンク」による下限面積（地番指定）について、1件の申請のうち1件が決定いたしました。

議長 その他、事務局お願いします。

事務局 総会資料の最終ページをお開きください。11月の月例報告をいたします。5日、11月の定例常設審議委員会が鹿児島市で行われました。24日、現地調査を一斉にしております。29日、本日ですが第8回農業委員会の総会です。12月の行事予定ですが、6日に12月の定例常設審議委員会が鹿児島市であります。20日が現地調査です。24日が第9回農業委員会の総会と例年通り農業者年金加入推進の研修会を計画しております。月例報告は以上です。

議長 その他、皆様方から何かございませんか。

事務局 先週から、人・農地プランの検討会が各地区で始まっております。人・農地プランに関する活動は、委員の皆さまの重要な活動の一つと位置付けられておりますので必ず出席くださいますようお願い申し上げます。

今回は、農政課から参加者の呼びかけについても依頼があったと思いますので、呼びかけと名簿の取りまとめをお願いします。

議長 他にございませんか。

（「なし。」の声あり。）

事務局長 以上で、令和3年度 第8回農業委員会総会を終了します。
姿勢を正してください。
一同礼。おつかれ様でした。

【終了時間 午前10時08分】

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長 会 長

伊佐市農業委員 7 番

伊佐市農業委員 8 番